総額は増えたが年金給付は減少? 内訳別に見る社会保障 予算 31.5 兆円

エコノミックニュース 2015年02月12日

15 年度予算案総額は過去最高の 96 兆 3420 億円、そして社会保障費も過去最高となる 31 兆 5297 億円となった。政権は社会保障改革に力を入れて取り組んでいくとしているが、減額される部分もあり、内容には注視が必要だ。増額される部分と減額される部分を内訳別にみていきたい。

通常国会が始まり、1月14日に閣議決定された2015年度予算案についても、審議が行われつつある。15年度予算案の中でも、注目を集めているのが社会保障費だ。予算案総額は過去最高の96兆3420億円、そして社会保障費も過去最高となる31兆5297億円となった。

社会保障費は、昨年の消費税増税財源からも1兆3600億円が充てられ、昨年比1兆31億円増。子育て支援制度の拡充や、生活保護や年金の適正化を行うとしている。全体の数字や使途の名目を見る限り、社会保障改革に力を入れて取り組んでいく姿勢が分かる。ところが、内訳を見ると昨年より減少するところもあり、内容には注視が必要だ。増額される部分と減額される部分を内訳別にみていこう。

まず、年金給付は減る傾向にある。低所得者支援策として計画されていた月額最大 5 千円を上積みする福祉的給付、そして無年金者減少のための受給資格期間短縮案は中止された。中止の理由は、消費税増税の先送りによるものとされている。

同時に、15 年度から公的年金給付の抑制策が導入される。これは若年層の減少と高齢者の平均余命の伸びに合わせ、自動的に年金給付を抑える仕組みだ。あまりにも今の若年層に対する負担が大きい現年金制度を改善するために、今年初めて導入される。これにより年金給付は 0.5%減額される見通しだ。結果として社会保障費が過去最大にも関わらず、今年から年金の給付は減少していくことになる。前述の福祉給付金の中止と合わせても、低所得・低資産の高齢者に対する影響は大きい。

また、生活保護者への住宅扶助、暖房費など冬季加算、食費など生活扶助も合計で 320 億円減少される。一方で生活困窮者自立支援費 400 億円が新たに設けられ、失業者や多重債務者などが生活保護に至る前の生活再建のために充てられる。しかし、この制度が実際にどのように機能するかはまだ不透明だ。

予定通り拡充されるのは子育て支援だ。保育所増設、保育士の増加、賃金の3%アップなど、待機児童の解消を目指し5189億円が充てられる。ただし、実際の保護者への直接的な救済策という形ではないため、子育て世代が求める支援の形とズレが生じないかの懸念が残る。また、医療関連でも、国民年金の財政支援や、在宅医療・在宅介護推進の基金、介護職員の賃上げなどが行われる見通しだ。

社会保障改革は安倍政権の 1 つの看板でもあるが、内訳をみていくと、消費税増税先送りにより、低所得者や高齢者に負担を強いる形になってしまった感は否めない。また、自

民党内では、中期的な財政再建のために社会保障に関する予算の削減案も検討されている。 国民も、「実際に何が拡充され、何が減額されているのか」を理解し、政権の掲げる社会保 障改革が適正であるか、常に気を配らなくてはならないだろう。(編集担当:久保田雄城)

主婦らの国民年金未納を「救済」 4月から追納受け付け

中村靖三郎

朝日新聞 2015年2月10日

会社員の夫の退職時などに必要な手続きをせず、国民年金保険料が未納となった主婦らの特別追納措置が4月から始まる。3年間に限り、保険料を最大で10年さかのぼって納めることができる救済策だ。日本年金機構は10日、60万人弱への申込書の発送を始めた。

この未納は、会社員の夫に扶養され、保険料負担がない専業主婦ら「第3号被保険者」で起きた。夫の退職▽夫と離婚▽妻自身の年収が130万円以上になる――などの場合、本来は市区町村に届け出て年金の種別を切り替え、保険料を負担する必要がある。

だが、多くの人がこの切り替え手続きをしないまま、保険料が未納となっていたことが 発覚した。未納のままだと無年金や低年金に陥る恐れがあり、2013年の法改正で今回 の救済策を決めた。

対象者は届け出れば、切り替え漏れによる未納期間を、年金を受け取るのに必要な受給 資格期間 (25年) に算入できる。ただ、これだと受け取れる年金額は減ってしまう。増 やすには保険料の追納が必要だ。本来は2年前までしかできないが、10年前の分まで納 められることにした。追納しても年金額が増えない場合があり、事前に年金事務所に相談 した方がいいという。

年金機構は3月末までに、把握済みの60万人弱の対象者に申込書を順次郵送する。60万人以外にも救済対象者はいるとみられ、確認作業を進めるという。厚生労働省の担当者は「申込書が届かなくても、心当たりがあれば年金事務所に相談してほしい」と話している。(中村靖三郎)

主張

医療保険料「滯納」

負担の軽減こそが急がれる

しんぶん赤旗 2015年2月12日(木)

国民の約3割が加入する国民健康保険の保険料(税)や75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料を払うことができず、滞納する人たちの問題が深刻です。保険料を完納できない人にたいする正規の保険証取り上げも各地で容赦なく行われています。保険証がなくて必要な医療を受けられず、命を落とす事態も後を絶ちません。保険料負担の重さがこれほど大問題になっているのに、安倍晋三政権がやろうとしているのは、逆に保険料の引き上げです。国民の暮らしと健康を考えていないのか。

引き上げ狙う安倍政権

厚生労働省が1月末公表した国保と「後期医療」の財政状況の資料は、両制度が抱える問題をあらためて浮き彫りにしています。

市区町村が運営する国保では、保険料滞納数(2014年6月時点)が全国で360万世帯を超え、全加入世帯の17%以上です。国保料があまり高すぎるためです。保険料は市区町村ごとに決められますが、年間所得250万円の4人家族に年45万円もの保険料を求めるケースもあり、とても負担に耐えられる額ではありません。

完納できない世帯には、正規の保険証に代わり、「資格証明書」や、有効期限が短い「短期保険証」が発行されます。事実上の「制裁」です。「資格証明書」が発行されたのは約26万4500世帯、「短期保険証」が発行されたのは約114万3300世帯にのぼります。

「資格証明書」では、医療機関の窓口で10割全額支払わなくてはなりません。保険料を払えない世帯が窓口で全額負担できるはずもなく、どんなに具合が悪くても受診を我慢し、病院に運ばれたときは手遅れで死亡する痛ましい事態が各地で大問題になっています。

「無保険者」をこれほど多く生んでいる実態を放置できないことは明らかです。平均所得が健保加入世帯の4割程度しかない国保世帯に、高すぎる保険料を強いている根本問題の打開こそ必要です。

安倍政権が今国会に提出を狙う、国保を都道府県単位に再編するなどの法案は、問題解決に背を向けるばかりか、保険料軽減のために行われている市町村財政からの繰り入れをなくす方向の重大な改悪です。負担軽減を求める住民の声に逆らう改悪は許されません。

改定のたびに引き上がる75歳以上の「後期医療」保険料の負担も深刻です。厚労省調査では滞納者数は約23万8000人で、「短期保険証」を発行された高齢者は2万3300人余と過去最多を更新しました。ほとんどは年金からの天引き対象になっていない低年金・低所得の高齢者とみられます。

負担に苦しむ高齢者がこれほどいるなかで「後期医療」保険料の軽減措置を廃止し、さらに上げようとたくらむのが安倍政権です。実施されれば保険料が $5\sim10$ 倍にはね上がる高齢者も生まれます。逆行した改悪は断念し、年齢差別と負担増の制度は廃止すべきです。

国庫負担の増額こそ

国保では保険料引き下げへ自治体の独自努力を求めるとともに、これまで減らされ続けてきた国庫負担を元に戻させることが必要です。誰もが払える保険料に軽減することは国の責任です。

滞納した人の生計費などをいきなり差し押さえるような人権無視の強制徴収は、絶対に 行うべきではありません。

認知症施策 精神科病院関与を強化

政府、「新プラン」に盛る

「世界の流れに逆行」 現場から批判の声

しんぶん赤旗 2015年2月11日(水)

政府が1月27日に打ち出した「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」。柱の一つの医療・介護などの提供について、各所で精神科病院のかかわりが強められる内容が盛り込まれました。「認知症は初期からの適切なケアがあれば多くが在宅で暮らせる」との認知症ケアの世界的な流れにも逆行すると、医療・ケアに携わる現場から批判の声が上がっています。

今回問題になっているのは新プランの七つの柱の一つ、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の部分です。

新プランは、1月7日に「案」が自民党の介護プロジェクトチームに示されたあと、修正、確定されました。

当初案では認知症の人の精神科病院入院について、「必要性を見極めた上で、高度な専門的医療サービスを短期的・集中的に提供する場」となっていました。

確定版では「短期的」の部分を削除。徘徊(はいかい)や物とられ妄想、幻覚、暴力など慢性の行動・心理症状(BPSD)などへの対応には、新たに「長期的に専門的な医療サービスが必要となることも」と加えられました。

BPSDへの対応で、精神科などによる介護サービス事業者などへの「後方支援」(当初案)は、「…後方支援と司令塔機能が重要」(確定版)と、新たに「司令塔機能」が加わり、精神科の位置づけを強化する表現になりました。

日本で、世界でも突出している精神科の長期入院の解消、病床削減、早期支援で重症化や入院を防ぐための地域支援体制づくりが喫緊の課題となっているもと、新プランで「認知症患者を精神科に長期入院させる風潮が強まるのではないか」と逆行への懸念が広がっています。

新オレンジプラン 現行のオレンジプラン (2013 年度から実施中) に代わり、4月から着手されます。「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現」を「基本的考え方」とし、柱は七つ。認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、若年性認知症施策の強化、介護者支援、地域づくり、認知症の人やその家族の視点の重視など。基本的に現行プランを踏襲し、目標数値を引き上げるなどしています。

医療格差拡大の危険

「先進医療」の利用者限られる

しんぶん赤旗 2015年2月10日(火)

全額自己負担となる「先進医療」は、2013年7月から1年間で2万3925人が利用し、自己負担(保険外)の総額は174億円にのぼることが、9日までに厚労省の集計で分かりました。負担は1件あたり平均で約73万円、最高で395万円かかるものもあり、「先進医療」を利用できる人は限られている実態が浮き彫りとなっています。

先進医療は、保険適用の医療としての評価などを行うために、保険診療との併用を例外的に認める「保険外併用療養」の一つ。現在106種類の医薬品や治療法が適用されています。先進医療とされた部分は全額自己負担となります。

厚労省集計によると、1年間の患者数は、前年比2割増の2万4千人で、先進医療分の総額は3割増の174億円。保険診療分と併せると2割増の247億円でした。

1年間で保険適用されたのは8種類。平均263万円もの負担で2916人が受けた陽子線治療などは保険外にとめ置かれたままです。最高は、心臓の病気である「重度大動脈弁狭窄(きょうさく)症」の治療費(自己負担)で平均395万4千円でした。

安倍内閣は、「保険外併用療養費」のなかに新たに「患者申し出療養」を導入する法案を今国会に提出します。「患者の申し出」を起点に、国内未承認薬など広範な保険外治療を迅速に認める仕組みです。保険外治療を拡大・固定化し、患者の安全を脅かす治療が横行する危険性を抱えています。

日本共産党は、必要な治療はすべて保険で給付し、安全・有効な治療法は速やかに保険 適用する原則にたって、すべての人が安全で質の高い医療を受けられるようにすべきだと 主張しています。

主張

介護報酬大幅削減

危機深める「愚かな策」 撤回を

しんぶん赤旗 2015年2月7日(土)

厚生労働省が6日、介護保険制度で介護サービス提供事業者に支払う公費である介護報酬の4月からの改定額を決定しました。特別養護老人ホームやデイサービスなどへの報酬を大幅に引き下げるなど、安心できる介護の充実を求める国民の声に逆行する内容です。介護現場からは、利用者にも従事者にも事業者にも「大きな損失をもたらす」と厳しい批判の声が上がっています。介護保険の壊滅的危機の引き金になりかねない大幅な報酬削減は撤回すべきです。

特養がますます苦境に

介護報酬は3年に1度改定され、今回は報酬全体で2・27%引き下げました。2回連続の実質マイナス改定です。今回は、介護労働者の「処遇改善」の特別な加算を含んでい

るため、その上乗せ分を除けば、4・48%と文字通り過去最大規模の引き下げです。

消費税増税や「アベノミクス」による物価高などで介護事業の経費が増えるなか、マイナス改定を実行すること自体、介護のさまざまな分野で深刻な矛盾や困難を引き起こすものです。問題はそれにとどまりません。厚労省が決めたサービスごとの介護報酬は、特養ホーム、デイサービスなどの施設への報酬を大幅にカットする方針を打ち出しました。施設の運営と経営を直撃するものです。

特養への基本報酬は個室でマイナス 6%弱と平均下げ幅よりさらに削り込みました。相部屋はもっと大幅カットです。財務省が再三要求していた大幅削減方針に沿ったものです。すでに特養の3割が赤字という実態が調査結果で判明しているのに、今回のマイナス改定によって、特養がさらに苦境に追い込まれることは明らかです。

入所を申し込んでも入れない待機者が全国で52万人に達するなかで、特養をこれほど 痛めつけるやり方は、利用者・国民の願いからあまりにもかけ離れています。

報酬削減の影響で東京都内の特養建設がストップするケースなど施設増設にブレーキをかける深刻な問題が、日本共産党の小池晃参院議員の国会質問(3日)で改めて浮き彫りになりました。この事態に拍車をかけるのは必至です。

政府が引き下げの理由にする"特養は収支が良好"との根拠は崩れています。性格が異なる特養と一般企業の収支差を単純に比較して、特養が「もうかりすぎ」とする政府の主張は、自民党現職議員からも「愚かな行為」「亡国の論」と痛烈に批判されているものです。

政府・厚労省は、今回改定で介護職員の「処遇改善」をしたとか、「在宅」を手厚くしたとか、さかんに売り込みますが、報酬全体を下げているなかで、改善効果は期待できません。そもそも「在宅」で大きな役割をもつデイサービスなどの報酬を約5~20%も下げておいて、どこが「在宅」重視なのか。政府が打ち出した「認知症」対策の新国家戦略にさえ逆行します。

「自然増削減」と決別し

大義も道理もない報酬削減は撤回し、国民負担増を避ける工夫をしつつ増額に踏み切るべきです。

2000年スタートの介護保険の15年間、4度の報酬改定がありましたが、実質引き上げはわずか1度です。社会保障費の「自然増削減」路線などで徹底して抑え込まれたためです。「介護崩壊」を加速させる「自然増削減」路線と決別することが求められます。

単身女性、年金額知ってる? マクロ経済スライド始動

日本経済新聞 2015/2/10

「もっともらえると思っていたのに」と、困惑した表情で話すのは、東京都内に住む青木宏美さん(仮名、46)。ねんきん定期便が届いたので、知り合いの社会保険労務士に年金の見込み額を計算してもらったところ、65歳から受け取る厚生年金と国民年金(基礎年金)

の合計は月約12万円だったという。

頭の中には、両親の年金額があった。夫婦で20万円以上もらっており、厚生労働省のモデル世帯の月額(2015年度は22万1507円)に近い。独身だが、大学を卒業して以来、ずっと働いていれば、これに近い額はもらえると思い込んでいたのだ。

厚労省の調査では、女性の厚生年金(国民年金含む)受給額は平均で月約 10 万 2000 円 (13 年度末) にとどまる。青木さんは女性としては多い方ではあるのだが……。

神奈川県に住む馬場春奈さん(仮名、50)も 65 歳からの年金見込み額に驚いた。23 歳で一般企業に就職。10 年後に退職し、以後はフリーランスで働く。独り身の馬場さんの見込み額は月約6万円。「これでは老後の暮らしが成り立たない」とため息をつく。

シングル女性の場合、2人のようなケースは珍しくない。典型的なのは、馬場さんのように正社員として働いた期間が短いケースだ。

会社員の年金は主に厚生年金と国民年金の合計額。厚生年金は収入と加入期間で金額が変わり、高い収入で長く働けば増える。だが、フリーランスや自営業者の公的年金は国民年金のみ。定額の保険料(15年度は月1万5590円)を40年間払い続けても、月当たりの年金額は満額で約6万5000円にとどまる。

都内在住の佐々木陽子さん(仮名、60)もそのケース。25歳で結婚し専業主婦となったが、40歳で離婚。その後は長男を引き取り、一般企業で正社員として働いた。手取りの月収は約15万円。60歳になってもらい始めた金額は月約2万円(厚生年金の報酬比例部分)。65歳まで働いて全額を受給する場合も、同約8万円にとどまる。貯蓄をする余裕もあまりなく、「死ぬまで働かなければならないのか」と憂鬱な気分に陥っている。

日本の年金制度が夫婦世帯を基準としていることも大きい。厚労省のモデル世帯は会社 員の夫が平均的な収入で40年間働き、妻はその期間専業主婦という設定。シングル女性の 老後があまり想定されていなかった面はある。

公的年金は先行き支給額の抑制が予想されていることもあり、「十分な年金額が確保できない単身女性は、とりわけ厳しい状況だと自覚する必要がある」と、社会保険労務士の音川敏枝さんは警鐘を鳴らす。実際、十分な老後資金を用意できず、生活苦に陥る女性は多い。 厚労省の調査では70歳以上の生活保護受給者の約6割を女性が占める。その4分の3が単身世帯だ。

老後の生活苦を避けるには「早いうちから年金制度の仕組みを知り、もらえる年金額をつかんでおくことが重要」と話すのは社会保険労務士の望月厚子さん。ねんきん定期便には 50 歳を過ぎると、現在の条件で 60 歳まで加入した場合の年金見込み額が載る。不明な点や制度に関する疑問は、年金事務所や年金相談センターに問い合わせたい。

「老後対策の基本はやはり長く働くこと」と指摘するのはファイナンシャルプランナー の金子祐子さん。できるかぎり厚生年金に加入できる正社員などの働き方を選べば、もらえる年金額は増える。

退職や転職、離婚など、環境に変化があった際、各種の手続きを忘れずにすることも大切なポイントだ。例えば、収入が減って国民年金の保険料を納めることが難しければ、免除を申請する。免除を受ければ加入期間に含めることができ、10年以内なら追納も可能だ。目先の手取り収入にこだわり、納付を怠ると年金額が減る。長期間未納だと無年金になることもある。

離婚では、婚姻期間に保険料を払った厚生年金を、離婚後に双方で分ける年金分割の仕組みがある。多いのは夫から妻に 50%を分けるパターン。前述の佐々木さんの離婚は制度ができる前だった。分割が可能だったら、年金額は増えたはずだ。「分割でもらえる年金はたかが知れているとの声もあるが、あるのとないのとでは大違い」と行政書士の藤原文さんは話す。

支出を見直したり、預貯金などで資金を蓄えたりすることも、もちろん重要だ。一般に 女性は男性よりも老後が長い。年金を考慮したうえで将来の資金計画を早めに作り、実践 していく必要がある。(編集委員 土井誠司)

マイナンバー制度で生活はこう変わる ~本格導入前に知っておきたい基本事項~

マネーの達人 [2015/02/09]

本年も様々な法律や制度の改正・導入が計画されています。その中でも目玉の1つが「マイナンバー制度」であり、主に税金・社会保障・行政サービスの面で皆さんの生活に影響を及ぼすのは必至です。現在、来年(平成28年)1月からの使用開始に向けて着々と準備が進められているマイナンバー制度について基本の事柄をお話します。

マイナンバー制度が導入される背景

マイナンバー制度が導入されることとなった理由の一つに、「消えた年金問題」があります。 年金の保険料納付済期間や加入期間の調査にあたり、引っ越しによる住所の変更・結婚に よる姓の変更等から年金事務所(当時は社会保険事務所)が管理している情報だけでは人 物の特定や追跡が困難でした。

そこで市区町村等が管理・保管している情報を年金事務所も閲覧・確認できるようにすることで人物の特定が可能となり、「消えた年金」問題を少しでも迅速に解決できるのではないかと考えたのです。それぞれの行政機関が保管する国民一人一人の情報を統一して管理する必要に迫られたことがマイナンバー制度を導入するきっかけの1つです。

マイナンバーとは?

マイナンバーは対象が(1)個人、(2)法人の2種類あります。いずれも1人1番号で重複の無いように番号が付与されます。

(1) 個人番号

12 桁。氏名・住所・性別・生年月日と関連付けられ、住民票のある方全員に番号が付与されます。従って日本の国籍を有する方はもちろん、中長期在留の外国人・特別永住者等外国人にも個人番号が付与されます。

(2) 法人番号

13 桁。商号又は名称・本店又は主たる事務所の所在地と関連付けられます。登記をした法人のみならず、一定の要件に該当する法人・社団等も対象となります。

今年 10 月以降、個人番号は市区町村から紙製カードの「通知カード」で通知されます。また「通知カード」に同封される申請書に手数料(現時点では金額は未定)を添えて申請することで、来年の 1 月以降プラスチック製 IC チップ搭載の「個人番号カード」が交付されます。

「個人番号カード」は身分証明書として利用できるほか、各種電子申請や印鑑登録証・図書館利用等の各自治体が定めたサービスにも使用できる予定です。尚、一度付与された番号は原則変更できません。

マイナンバー制度の導入で、生活はこう変わる。

1. 異なる分野の行政機関が相互に情報を交換し、公平・公正な社会の実現へ。

各行政機関や地方公共団体の間で情報が連携され、個人番号で照合することによって行政 サービス・社会保障の不正受給の防止や未受給者に対する支援が可能になります。例えば、

- ・労働基準監督署が管理する労災保険の給付内容を年金事務所が確認することで、社会保 険から一時金や年金を過不足なく受けることが可能になる。
- ・県税事務所等が管理する自動車税・重量税の情報を市区町村が確認することで、分不相 応な高級車に乗りながら生活保護を受けている者の摘発が可能になる。
- ・税務署に提出する従業員の源泉徴収に関する情報を年金事務所が確認することで、社会保険に加入していない会社への呼びかけや、正確な社会保険料の徴収が可能となる。
- 2. 申請や届出等の手続が簡素化され、負担が軽減される。

各行政機関内の情報が連携されますので、申請や届出等に関する添付書類が削減され、利便性が向上します。例えば次のような可能性があります。

- ・家族を健康保険の扶養に入れる際に、対象家族の収入額の確認については対象家族の個 人番号を記入すればよく、非課税証明書の添付が不要になる。
- ・年金の請求の際に個人番号の記入によって本人の住所が確認できるので、住民票や戸籍 謄本の添付が不要になる。
- 3. 行政運営の効率化が期待できる。

情報の連携、情報システムの連携により各行政機関内での事務作業の重複が少なくなり、 情報の照合・転記・入力などの作業が大幅に削減されると推測されています。

本格導入まで時間があるため実感が湧きづらいかもしれません。ただ、皆さんの税・社会保障・行政サービス等を変えるマイナンバー制度ですので、上記の概要だけでも事前に知って、本格導入後は生活の利便性の向上に役立てていただけますと幸いです。(執筆者:岡村 ひろ子)